２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　死亡した受給者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長による証明書、戸籍の抄本若しくは戸籍の謄本、除籍の抄本若しくは除籍の謄本又は法定相続情報一覧図の写し

［二～四　略］

［３　略］

（支払未済の給付）

第二十八条　改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の法をいい、平成二十七年経過措置政令第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十七条第一項の規定により年金である給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

［一・一の二　略］

二　受給権者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

［三～七　略］

２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長による証明書、戸籍の抄本若しくは戸籍の謄本、除籍の抄本若しくは除籍の謄本又は法定相続情報一覧図の写し

［二～四　略］

［３　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

２　［同上］

一　死亡した受給者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長による証明書、戸籍の抄本若しくは戸籍の謄本又は除籍の抄本若しくは除籍の謄本

［二～四　同上］

［３　同上］

（支払未済の給付）

第二十八条　［同上］

［一・一の二　同上］

二　受給権者の氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号

［三～七　同上］

２　［同上］

一　死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長による証明書、戸籍の抄本若しくは戸籍の謄本又は除籍の抄本若しくは除籍の謄本

［二～四　同上］

［３　同上］

省　令

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○財務省令第六十七号

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）及び関係法令の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月二十六日　　財務大臣　麻生　太郎

国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第一条　国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（支払未済の給付）	（支払未済の給付）
第九十七条　［略］	**第九十七条**　［同上］
［一～二　略］	［一～二　同上］
二の二　死亡した者の組合員証の記号及び番号（当該給付が退職等年金給付である場合には、基礎年金番号）	二の二　死亡した者の組合員証の記号及び番号（当該給付が退職等年金給付である場合には、基礎年金番号）又は個人番号
［三～五　略］	［三～五　同上］
２　［略］	２　［同上］
一　死亡した受給権者（法第三十九条第一項に規定する受給権者をいう。以下同じ。）と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）による証明書、戸籍抄本、戸籍謄本、除籍抄本、除籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七	一　死亡した受給権者（法第三十九条第一項に規定する受給権者をいう。以下同じ。）と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）による証明書、戸籍抄本、戸籍謄本、除籍抄本又は除籍謄本